

伊勢原市公式イメージキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市公式イメージキャラクタークルリン（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(著作権)

第2条 キャラクターの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、伊勢原市に属する。

(使用の申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、伊勢原市公式イメージキャラクター使用承認申請書（第1号様式。以下「使用承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が業務のために使用するとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育目的で使用するとき。
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所が保育目的で使用するとき。
- (5) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (6) 著作権法第30条に規定する私的使用の範囲内で使用するとき。
- (7) その他市長が使用を適当と認めたとき。

(使用の承認等)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 市の信用又は品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体の活動に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標又は意匠として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) その他市長が使用について適当でないとき。

2 前項の規定により、使用を承認するときは、伊勢原市公式イメージキャラクター使用（変更）承認通知書（第2号様式。以下「承認通知書」という。）により通知するものとする。

3 第1項の規定により、使用を承認しないときは、伊勢原市公式イメージキャラクター使用（変更）不承認通知書（第3号様式。以下「不承認通知書」という。）により通知するものとする。

（使用料）

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（使用期間）

第6条 キャラクターの使用期間は、第4条の規定により使用承認を受けた日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日までとする。

2 前項に規定する使用期間が満了し、引き続き使用承認を受けようとする者は、使用承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用上の遵守事項）

第7条 第4条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 伊勢原市公式イメージキャラクターデザインマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）に基づき、正しく使用すること。

(2) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

(3) 使用承認を受けた使用目的及び使用方法のみに使用すること。

(4) 使用承認された使用权を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 「伊勢原市公式イメージキャラクター クルリン」を使用承認を受けた商品等に明示すること。ただし、スペース等の関係により明示が困難な場合は、「○伊勢原市」を明示する。

(6) 前号の規定にかかわらず、「伊勢原市公式イメージキャラクター クルリン」又は「○伊勢原市」を明示することが困難な場合は、市長の承認を得て省略することができる。

(7) 使用承認を受けた商品等は、完成後速やかに市長に提出しなければならない。ただし、使用承認を受けた商品等の提出が困難な場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

（承認内容の変更）

第8条 使用者は、第4条の規定より承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ伊勢原市公式イメージキャラクター使用承認変更申請書（第4号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 使用承認の変更に係る手続は、第4条の規定を準用する。この場

合において、第4条第1項中「前条」とあるのは「第8条第1項」と、第4条第1項、第2項及び第3項中「使用を」とあるのは「変更を」と読み替えるものとする。

(使用承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消し、使用者に対して使用承認を受けた商品等の回収等の措置を請求することができるものとする。

(1) 使用者がこの要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、その使用者に伊勢原市公式イメージキャラクター使用承認取消書（第5号様式。以下「使用承認取消書」という。）により通知するものとする。

3 前項の規定により使用承認を取り消された使用者は、使用承認取消書の通知があった日以後、当該使用承認を受けた商品等を使用してはならない。

(責任の制限)

第10条 使用者が前条の規定よりキャラクターの使用承認を取り消されたことにより生じた損害について、市はその責任を一切負わない。

2 使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害を与えた場合でも、市は損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

附 則（平成25年9月24日告示第142号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第60号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年9月28日告示第234号）

この告示は、公表の日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

伊勢原市公式イメージキャラクター使用承認申請書

年 月 日

（あて先）伊勢原市長

申請者 住 所

団 体 名

氏 名（代表者名）

伊勢原市公式イメージキャラクターを使用したいので、次のとおり申請します。

使用する商品の物品名	
使用目的・用途 （事業概要等）	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
有償・無償の別	有償（売価 円／税込み）・無償
使用数量	
連絡先	担当者： 電 話：
添付書類	1 企画書等（レイアウト・図面、原稿等） 2 使用対象物の見本等 3 申請者の概要（パンフレット等） 4 その他参考となるもの

第 2 号様式（第 4 条・第 8 条関係）

伊勢原市公式イメージキャラクター使用（変更）承認通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

年 月 日付けで申請のあった伊勢原市公式イメージキャラクター使用（変更）については、次のとおり承認します。

使用対象物品等	
使用目的・用途 （事業概要等）	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用数量	
承認番号	第 号
使用条件	

注意事項

- (1) 伊勢原市公式イメージキャラクターの使用に関する要綱及びデザインマニュアルに基づき使用してください。
- (2) 使用対象物品等は、完成後速やかに市長へ提出してください。

（事務担当は、 ）

第 3 号様式（第 4 条・第 8 条関係）

伊勢原市公式イメージキャラクター使用（変更）不承認通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

年 月 日付けで申請のあった伊勢原市公式イメージキャラクター使用（変更）については、次の理由により承認できません。

理 由

（事務担当は、 ）

第 4 号様式（第 8 条関係）

伊勢原市公式イメージキャラクター使用承認変更申請書

年 月 日

（あて先）伊勢原市長

申請者 住 所 _____

_____ 団体名 _____

_____ 氏名（代表者名） _____

承認番号第 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したので申請します。

	変更前	変更後
使用対象物品等		
使用目的・用途 （事業概要等）		
使用期間		
変更理由		
添付書類	変更内容が確認できる資料等	

第 5 号様式（第 9 条関係）

伊勢原市公式イメージキャラクター使用承認取消書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

年 月 日付け承認番号第 号で承認した伊勢原市公式イメージキャラクターの使用については、次の理由により承認を取り消します。

なお、この通知があった日以後、承認取消を受けた使用物品は使用できません。

理 由

（事務担当は、 ）